

NPO法人 各位

県地域活動支援室の助成事業の御案内です。

コミュニティビジネスをお考えの皆様には補助金制度があります。御利用ください。

コミュニティビジネス立ち上げ支援補助金 —地域のために役立つ事業を始めませんか—

コミュニティビジネスとは・・・

「地域の抱える課題を地域住民が主体となってビジネスの手法を活用してそれらを解決していく事業活動」のことを言います。

言い換えると、「地域の困った」を解決するサービスを、相手から対価をもらって提供していく事業活動です。

《具体的な事業の例》

(保健・福祉の分野) 高齢者や障害者の生活や就業の支援事業、託児事業
～高齢者宅への配食サービス、親子で集う育児施設の運営など

(まちづくりの分野) 廃校・空き店舗を活用した事業
～農村体験教室、地場産品販売所、コミュニティ喫茶店など

(環境保全の分野) 環境リサイクル事業
～廃油利用の石けん販売など

(産業活性化の分野) 地産地消レストラン、地場産品を活用した商品の販売
～有機栽培野菜のレストラン、地元農産物のジャム加工など

※県内の立ち上げ事例は、下記のHPアドレスからもご覧いただけます。

秋田県では、こうした事業を始める方々に対して、一定の要件を満たす場合にその開業（既存の団体が新たに事業を始める場合を含む）に要する費用を次のとおり助成することとしました。

- 1 対象補助者 コミュニティビジネスを始めようとする市民活動団体
- 2 助成額 事業費の1/2、上限20万円
- 3 対象経費 開業に要する経費
(事業所改装費、設備取得費、広告・宣伝費など)
- 4 主な要件 ①事業に実現性があり、継続が見込まれること。
(事業の収支計画が赤字とならないこと)
②原則1名以上の有給スタッフが見込まれること。
- 5 申請期間 平成20年2月28日まで
(ただし、予算額に達したときは終了します。)
- 6 助成の決定 4「主な要件」に関する事項等を審査のうえ、決定します。
- 7 要領・申請書 次のHPアドレスからダウンロードできます。
<http://www.pref.akita.lg.jp/npo/>
又は、県地域活動支援室まで御連絡ください。
- 8 お問い合わせ 県民文化政策課地域活動支援室
TEL 018-860-1520 FAX 018-860-3892